柏市バスケットボール協会 共催・協賛・後援規定

（目的）

第１条　この規定は、柏市バスケットボール協会（以下、「協会」という）が関与する事業における「共催」、「協賛（協力）」、「後援」（以下、共催等）の取扱について定める。

（共催等の定義）

第２条　共催等の定義は次のとおりとする。

（１）共催

協会を含む複数の者が事業開催の主体となり、共同でその事業を開催することをいう。主体が協会を含む複数であること以外には主催と異なるものではなく、協賛（協力）又は後援と比べて、その事業への協会の関与度合いが強い場合をいう。複数の団体が対等な立場に立ち、企画、会計、広報等すべての事項について、先の団体との合意に基づき事業を実施する。

（２）協賛（協力）

第三者が開催の主体となる事業について、協会がその趣旨に賛同し、応援、援助することをいう。後援と同義であるが人員、物品、協賛金等の費用負担を伴う場合があり、後援に比べて、その催しへの協会の関与度合いの程度が大きい場合をいう。

（３）後援

第三者が開催の主体となる事業について、協会がその趣旨に賛同し、応援、援助することをいう。支援の内容は、原則として名義使用および広報等の協力とする。

（注）協会が主催または共催する事業について協賛（協力）・後援を依頼する場合は、上記（２）（３）の第三者を協会、協会を第三者と読み替えるものとする。

（共催等の承認）

第３条　共催等の受託、依頼は、次の第４条「共催等の承認基準」に基づき、原則、理事会にて承認するものとする。なお、特段の事情を有し、事後に理事会の承認を受けられることが確実な場合、理事長が事前承認できるものとする。

（承認基準）

第４条　承認基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

（１）主催者が明らかであること。

（２）役員その他事業等の関係者の住所及び身分が明らかであること。

（３）主催者が特定の政党、宗教その他の政治的団体又は宗教的団体と関連がないこと。

（４）事業等の目的及び内容がバスケットボールの発展に寄与するものであること。

（５）事業等の開催又は開設の場所が公衆衛生、災害防止等について十分の設備及び措置が講じられていること。

（６）前各号のほか理事会が特に必要と認める事項に適合していること。

（共催等の受託及び依頼）

第５条　共催等の受託、依頼については、以下の通り行うものとする。

（１）協会が受託する場合

開催主体団体より共催等申請書（適宜）の提出を受けること。なお、付表１に定めのない、費用負担の伴う共催等事業は、予算措置がされていること。共催等申請書の提出期限は、原則、共催等事業実施日の９０日前までとする。

（２）協会が依頼する場合

協会が他団体に対して共催等の依頼をする際は、協会理事会に事業計画書を提出し、理事会の承認後、依頼団体の指示により申請する。理事会への事業計画書の提出期限は、原則、共催等事業実施日の９０日前までとする。

（承認の通知）

第６条　他団体が主幹主催または主催の共催等については、理事会の承認後、速やかに申請者に対し共催等決定の公文書を交付するものとする。

（共催・協賛に関する協定）

第７条　共催および協賛については、必要に応じ関係団体の代表者との間で協定書を取り交わすものとする。

（事業中止等の届出）

第８条　主催者は、共催等の承認を受けた後に事業の中止、または事業内容等に変更があった場合には、速やかに協会にその旨を届け出なければならない。

（共催等の取消し）

第９条　前条「事業中止等の届け出」のあったとき、または本規定第３条の基準を欠いたと認められたときは、主催者に確認の上、理事会は承認を取消すことができる。

（事業報告および収支決算書の提出）

第１０条　協会が承認した他団体主催または主幹の共催等が終了後、共催等事業報告書（適宜）を速やかに協会に提出するものとする。なお、付表１に定めのない、費用の負担を要した事業については、同時に収支決算書を提出し、理事会の承認を得なければならない。

（委任）

第１１条　この規定に定めるもののほか、共催等に関して必要な事項は理事会にて定める。

（規定の改廃）

第１２条　この規定を改正し、又は廃止しようとするときは、理事会で決定するものとする

附則１　この規定は令和元年６月１日から施行する

付表１　協賛金

|  |  |
| --- | --- |
| 種別 | 金額 |
| 関東大会以上 | 20,000円 |
| 県大会 | 10,000円 |